

京都市体育館条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第18号)
(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)

京都市体育館について、市民のスポーツ施設の利用促進を図るため、開館時間を延長し、その使用料を設定する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 開館時間の延長

現 行	改 正 案
午前9時から午後9時まで	午前8時から午後10時まで

2 開館時間の延長に伴う使用料の追加設定

従前設定した「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後5時30分から午後9時まで」及び「午前9時から午後9時まで」の料金設定を残したまま、新たに以下の料金設定を追加する。

区 分		全面使用			
		アマチュアスポーツ		その他	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
休 日 等	午前8時から正午まで	円 28,000	円 90,000	円 300,000	円 399,000
	午後5時30分から午後10時まで	51,000	162,000	544,000	762,000
	午前8時から午後10時まで	107,000	342,000	1,144,000	1,560,000
	午前8時から午後9時まで	95,000	304,000	1,015,000	1,379,000
	午前9時から午後10時まで	97,000	314,000	1,051,000	1,451,000
そ の 他 の 日	午前8時から正午まで	21,000	69,000	230,000	323,000
	午後5時30分から午後10時まで	39,000	127,000	423,000	593,000
	午前8時から午後10時まで	81,000	265,000	883,000	1,239,000
	午前8時から午後9時まで	72,000	235,000	783,000	1,098,000
	午前9時から午後10時まで	74,000	244,000	814,000	1,146,000

備考 1 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第18号

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「午前8時から午後10時まで」に改める。

別表第1競技場の項を次のように改める。

競 技 場	全面使用	アマチ ユース ポーツ	入場料 を徴収 しない 場合	A	28,000	A	21,000	28,000	21,000	C	51,000	C	39,000	E	107,000	E	81,000
				F	95,000	F	72,000										
			B	18,000	B	14,000	90,000	69,000	D	39,000	D	30,000	G	97,000	G	74,000	
			H	65,000	H	65,000											
		入場料 を徴収 する場 合	A	90,000	A	69,000	300,000	230,000	C	162,000	C	127,000	E	342,000	E	265,000	
			F	304,000	F	235,000											
			B	62,000	B	48,000			D	124,000		D	97,000	G	314,000	G	244,000
			H	276,000	H	214,000											
	その他	入場料 を徴収 しない 場合	A	300,000	A	230,000	399,000	323,000	C	544,000	C	423,000	E	1,144,000	E	883,000	
			F	1,015,000	F	783,000											
			B	207,000	B	161,000			D	415,000		D	323,000	G	1,051,000	G	814,000
			H	922,000	H	714,000											
		入場料 を徴収 する場 合	A	399,000	A	323,000	5,000	4,000	C	762,000	C	593,000	E	1,560,000	E	1,239,000	
			F	1,379,000	F	1,098,000											
			B	290,000	B	230,000			D	581,000		D	452,000	G	1,451,000	G	1,146,000
			H	1,270,000	H	1,005,000											
部分使用(3分の1面1時間につき)			3,500	3,000	3,500	3,000	5,000	4,000									

別表第1備考1中「午前9時」を「午前8時」に、「午後9時」を「午後10時」に改め、同備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 A欄からH欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において競技場を使用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前8時から正午まで
- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで
- (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
- (5) E欄 午前8時から午後10時まで
- (6) F欄 午前8時から午後9時まで
- (7) G欄 午前9時から午後10時まで
- (8) H欄 午前9時から午後9時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)